

2021/11/25 学校教育部学校教育推進課

いじめの認知に関する変遷について

- 「いじめの定義」は時代とともに見直しが図られ、現定義は平成25年「いじめ防止対策推進法」によるものである。

資料2

- 平成27年8月17日付け27初児生第26号

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて

～要点抜粋～

- ・岩手県矢巾町での中学2年生の自殺した事案では、亡くなった生徒がアンケート調査でいじめを受けている旨を記載したものの、学校は人間関係上のトラブルとして捉え、しかもトラブルは解決済みと判断し、結局いじめと捉えなかった。
- ・全国的にいじめとして認知されず、組織的な対応がされていない事案があるのではないかと懸念される。
- ・児童生徒の1000人当たりのいじめの認知件数について、都道府県間の差が極めて大きい。
(平成25年度分調査では最大約83倍の差)
- ・見直しにあたっての留意点を踏まえ、平成26年度のいじめの状況等について再度提出。

(別添1)

<見直しにあたっての留意点> (要点を抜粋)

- (1) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案(解消したからといっていじめが発生しなかったことになるものではない)についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- (2) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあつた可能性を踏まえ、慎重に確認すること。
- (3) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- (4) 都道府県への抽出調査で使用した具体的な事例を参照し、校内で共通理解を形成した上で、今回の再調査に当たること。
- (5) 平成26年度問題行動等調査「調査3 平成26年度における小学校及び中学校における不登校の状況等」及び「調査IV 平成26年度における高等学校における長期欠席の状況等」の「不登校になったきっかけと考えられる状況」において「いじめ」に計上した事案については、特段の事情がない限り、今回の見直しにおいて、全て「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上すること。

※この見直し以降、積極的ないじめ認知が図られ、年々いじめの認知件数は増加している。

○平成 28 年 3 月 18 日付け 27 初児第 42 号

いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取り組みについて

～要点抜粋～

- ・平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における児童生徒 1000 人当たりのいじめ認知件数は、都道府県間で差が 30 倍を超えるなど、実態を反映したものとは言い難い。
- ・いじめを正確にもれなく認知することが、いじめの対応への第一歩である。
- ・いじめ認知に関する教職員向けの資料を作成した。
- ・いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

※この通知により、教職員間での共通理解が進み、軽微なからかい等もいじめとして認知する学校が増え、認知件数も増加していく。 資料 3

※学校におけるいじめ認知の都道府県間の差は年々縮まっている。 資料 4・5

※いじめ認知件数が多い県 2 件は、重大事案の件数が全国平均より低い。積極的な認知により、重大事態に至ることを防ぐことができているといえる。 資料 6

平成25年度 都道府県別 いじめの認知件数(国公立)

順位	都道府県	認知件数(件)	1000人当たりの認知件数(件)
1	京 都 府	28,118	99.8
2	鹿 児 島 県	14,240	72.0
3	宮 崎 県	9,452	71.5
4	宮 城 県	17,567	69.2
5	千 葉 県	20,446	31.2
6	大 分 県	3,496	27.1
7	和 歌 山 県	2,649	23.7
8	山 梨 県	2,254	22.4
9	山 形 県	2,712	21.4
10	熊 本 県	3,925	19.1
11	茨 城 県	4,706	13.7
12	愛 知 県	11,220	13.2
13	岐 阜 県	3,072	12.9
14	長 崎 県	1,955	12.1
15	静 岡 県	4,529	10.9
16	秋 田 県	1,115	10.6
17	福 井 県	855	9.2
18	栃 木 県	2,028	9.0
19	奈 良 県	1,298	8.2
20	東 京 都	10,073	8.1
21	神 奈 川 県	7,297	7.8
22	石 川 県	1,014	7.8
23	滋 賀 県	1,331	7.8
24	徳 島 県	578	7.1
25	高 知 県	540	6.9
26	青 森 県	968	6.6
27	北 海 道	3,669	6.5
28	岩 手 県	849	6.0
29	長 野 県	1,455	5.9
30	三 重 県	1,255	5.9
31	山 口 県	894	5.9
32	群 馬 県	1,307	5.8
33	富 山 県	686	5.8
34	新 潟 県	1,394	5.5
35	大 阪 府	5,021	5.2
36	兵 庫 県	2,829	4.6
37	岡 山 県	1,023	4.6
38	島 根 県	344	4.4
39	愛 媛 県	682	4.4
40	埼 玉 県	2,907	3.8
41	広 島 県	1,126	3.6
42	沖 縄 県	560	2.8
43	福 岡 県	1,441	2.6
44	鳥 取 県	157	2.4
45	香 川 県	270	2.4
46	佐 賀 県	238	2.3
47	福 島 県	258	1.2
	合 計	185,803	13.4

いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
 具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

いじめ防止対策推進法(平成25年)の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

- 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正(「けんかを除く」という記述を削除)
- ➡ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

8

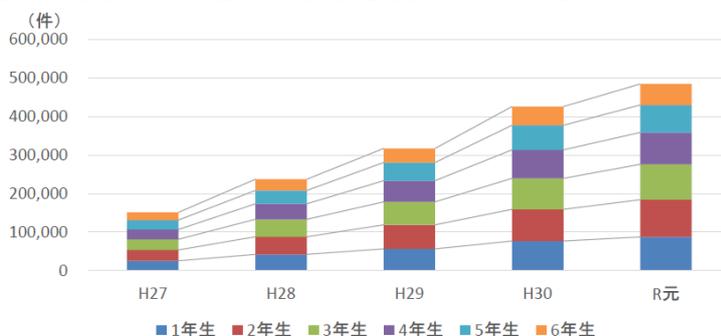
いじめの認知件数

○ いじめの認知件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
H30年度	425,844件	97,704件	17,709件	2,676件	543,933件
	66.0件	29.8件	5.2件	19.0件	40.9件
R元年度	484,545件	106,524件	18,352件	3,075件	612,496件
	75.8件	32.8件	5.4件	21.7件	46.5件

※ 上段はいじめの認知件数、下段は1千人当たりの認知件数。

○ 小学校におけるいじめ認知件数の学年別推移



〈5年間の変化〉

- 1年生 ⇒ 3.4倍
- 2年生 ⇒ 3.4倍
- 3年生 ⇒ 3.3倍
- 4年生 ⇒ 3.3倍
- 5年生 ⇒ 2.9倍
- 6年生 ⇒ 2.7倍

※中学生

〈5年間の変化〉

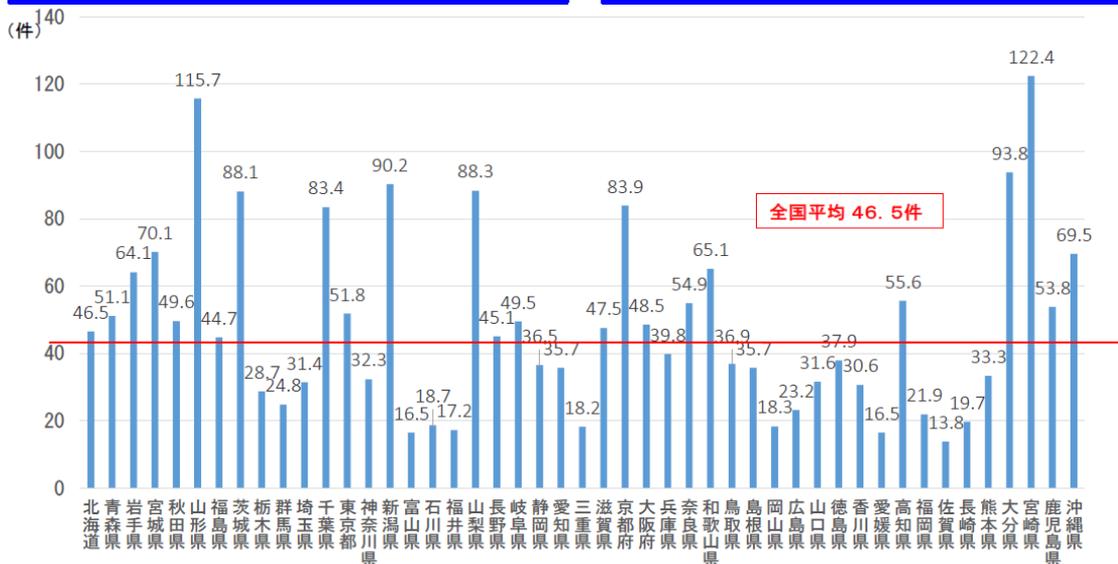
- 1～3年生 ⇒ 1.8倍

学校において認知したいじめの件数

いじめの1,000人当たり認知件数(令和元年度)

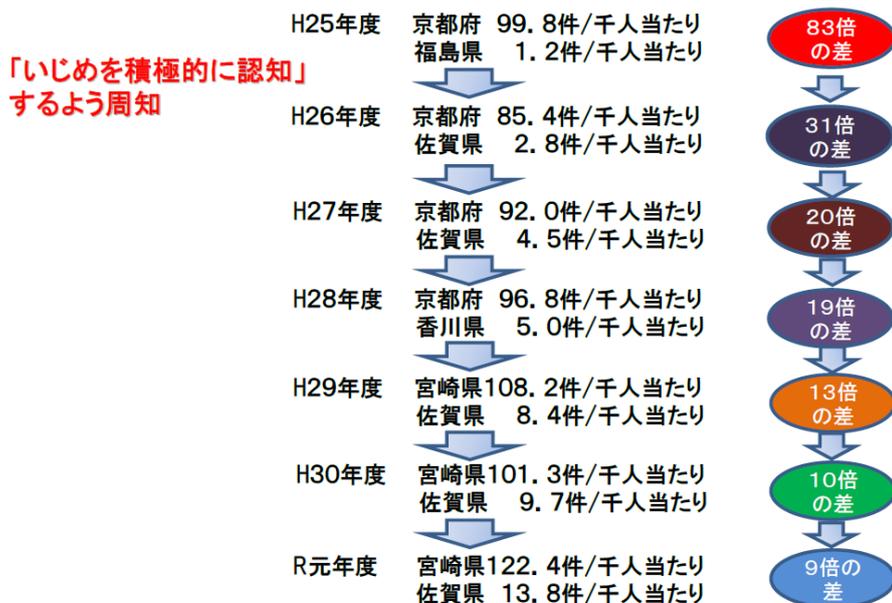
文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。
(児童生徒課長通知)

いじめを認知していない学校にあつては、…解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。
(児童生徒課長通知)



文部科学省 令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめの認知件数の都道府県格差の推移



文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。(平成27年8月17日付け児童生徒課長通知)

「児童生徒1,000人当たりいじめ認知件数」が多い県における取組について

1. 全体の状況

- 全国的には、いじめ認知件数と同様に『重大事態^{※1}発生件数』も増加。
重大事態の増加要因としては、
 - ・「ガイドライン」^{※2}に基づきいじめの重大事態の判断の周知徹底がなされたこと
 - ・不登校児童生徒数の増加に伴い2号重大事態が増加したこと
 等が考えられる。

※1 1号重大事態:いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの
2号重大事態:いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるもの

※2 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29.3)

2. 都道府県の状況

- 令和元年度調査において『児童生徒1,000人当たりのいじめ認知件数』が多い2県について、取組を聴取。
- これらの県においては、**県教育委員会を中心とした特徴的な取組**が見られた。
また、**認知件数が多いにもかかわらず『重大事態』は全国平均より少ないこともわかり、積極的な認知の結果重大事態に至ることを防ぐことができている可能性がある。**

都道府県名	特徴的な取組
宮崎県	<p>【教育委員会の積極的な関与】</p> <p>➢教育委員会が毎月いじめの件数と内容を集約。気になる記載がある、いじめの疑いがあり1週間欠席していると いった場合には、学校に出向き指導。保護者への接し方、学習保障の対応、SCの派遣等について具体的な助言。 場合によっては教育委員会が保護者対応を行うこともある。市町村にも同様の対応を依頼している。</p> <p>【重大事態対応マニュアルの作成】</p> <p>➢重大事態につながる事案への対応も含めた「重大事態対応マニュアル」を策定。 全ての学校を2年に1回は訪問し、マニュアルの内容等を説明。</p>
山形県	<p>【学期ごとにいじめの状況を把握】</p> <p>➢各学期ごとに、教育委員会がいじめの認知件数と解消の状況を把握。解消されないものは期をまたいで追跡調査。 把握した個別の状況に応じ必要な支援。</p> <p>【実効性あるいじめ防止基本方針】</p> <p>➢県の基本方針において、いじめが発生した場合の学校の具体的な対応方法を示し、繰り返し説明。 学校の基本方針についても、教育事務所ごとに点検し、行動計画となるよう見直し。</p> <p>【いじめ解決支援チームの設置】</p> <p>➢各教育事務所に、指導主事・警察OB・校長OBで組織する「いじめ解決支援チーム」を置き、学校や保護者からの相談に応じている。</p>